

執行官等に関する事務について

平成6年12月20日民三第441号高等裁判所長官,地方,
家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成11年6月16日民三第273号
平成11年9月28日民三第511号
平成14年1月22日民三第10号
平成18年3月28日民三第000177号
平成27年7月28日民三第387号
令和元年9月27日民三第582号
令和3年3月29日総一第381号

標記の事務について下記のとおり定めましたので、これによつてください。

記

目次

- 第1 執行官の服務等
- 第2 執行官の選考及び勤務裁判所の指定等
- 第3 事務分配等
- 第4 手数料額等一覧表の掲示
- 第5 執行官の規約等
- 第6 執行官の監督
- 第7 総括執行官
- 第8 国庫補助金の支給
- 第9 執行官事務取扱書記官
- 第10 事務員
- 第11 他の裁判所職員による執行官の事務の補助

第1 執行官の服務等

執行官の服務、分限、懲戒等に関する事項については、執行官が国から俸給を受けない職員であるという性質上除外すべきものを除き、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員に適用される法規を適用する。

なお、執行官は、休暇を取ろうとする場合には、所属の地方裁判所の長に届け出なければならない。ただし、支部に勤務する執行官は、支部長に届け出れば足りる。

第2 執行官の選考及び勤務裁判所の指定等

1 選考

- (1) 地方裁判所に執行官採用選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、裁判官2人、事務局長、民事首席書記官及び刑事首席書記官で構成する。
- (2) 執行官規則（昭和41年最高裁判所規則第10号）第1条第1項に規定する試験による選考は、選考委員会が行う。
- (3) 筆記試験は、次に掲げる法規に関する理論及び実務知識について行う。

ア 裁判所に関する法規

イ 執行官の職務及び権限に関する法規

ウ その他執行官の職務執行に必要な法規

(4) 面接試験は、執行官となるのに必要な適性及び実務知識について行う。

2 勤務裁判所の指定

(1) 支部勤務

各支部には、1人以上の執行官を配置する。ただし、その管轄区域内における事務が少ないため、執行官を常時勤務させることが相当でない場合は、この限りでない。

(2) 兼務

ア その管轄区域内における事務が少ないため、執行官を常時勤務させることが相当でない支部について、地理的状況及び交通事情等から、本庁又は隣接の支部に勤務する執行官が併せてその事務を取り扱うことが容易である場合には、当該執行官を兼ねて勤務させる。

イ 兼務を命じた場合には、各勤務裁判所における執行官の執務日を定める。ただし、特に急を要する事件がある場合には、執務日の定めにかかわらず、その事務を処理させることを妨げない。

ウ 執務日の定めは、各勤務裁判所の執行官室の申立人等に見やすい場所に掲示する。

3 高等裁判所に対する報告等

(1) 地方裁判所は、執行官を新たに任命する場合若しくは執行官の配置を変更する場合又は執行官に研修を受けさせる場合には、あらかじめ当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所に報告する。

(2) 高等裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所が行う執行官の任命若しくは配置の変更又は研修の実施について地方裁判所相互の間の調整をすることができる。

4 身分証明書

(1) 身分証明書の作成及び交付については、次に定めるとおりとする。

ア 地方裁判所は、執行官を新たに任命した場合、執行官の配置を変更した場合、身分証明書の有効期間が経過した場合又は(3)の定めによる届出があった場合には、別紙様式第1の1による身分証明書を作成して交付する。

イ 身分証明書の氏名の記載に当たっては、執行官が平成29年7月3日付け人能第535号事務総長通達「裁判所職員の旧姓使用について」（以下「旧姓使用通達」という。）に基づき旧姓使用通達に定める旧姓（以下「旧姓」という。）を使用している場合には、旧姓を使用する。

ウ イの場合において、当該執行官から申出があるときは、旧姓使用通達に定める戸籍姓を併記する。

エ ウの申出は、身分証明書の発行の都度、別紙様式第1の2を用いて行う。

(2) 身分証明書は、発行の日から5年間有効とする。

(3) 執行官は、身分証明書を紛失し、若しくは破損した場合、身分証明書の記載事項に変更が生じた場合又は(1)のウの定めによる戸籍姓の併記を中止する場合に

は、速やかに当該身分証明書を作成した地方裁判所にその旨を届け出る。

- (4) 執行官は、その身分を失った場合、配置が変更された場合、身分証明書の有効期間が経過した場合又は(3)の定めによる届出により再交付を受けた場合には、速やかに所持している身分証明書（再交付を受けた場合にあっては、再交付前の身分証明書）を、これを作成した地方裁判所に返還しなければならない。

第3 事務分配等

1 勤務裁判所が異なる執行官の事務分配

勤務裁判所を異にする執行官の事務分配は、次の基準によって定める。ただし、必要と認める場合には、これと異なる定めをすることができる。

(1) 申立てによる事務

ア 本庁又は執行官が勤務する支部の管轄区域内において行うべき事務は、当該裁判所に勤務する執行官に取り扱わせる。この場合において、本庁の管轄区域は、支部の管轄区域を除いた区域とみなす。

イ 支部において、その管轄区域内における事務が少ないため執行官を配置することが相当でなく、かつ、地理的状況及び交通事情等から本庁又は隣接の支部に勤務する執行官が併せてその事務を取り扱うことが困難である場合には、当該支部において執行官の職務を行う裁判所書記官を指定する。

ウ アの定めによれば他の裁判所に勤務する執行官が取り扱うべき事務であっても、申立てを受けた執行官が取り扱う他の事務と関連する等の理由により、これらを併せて処理するのが相当と認められるものは、当該申立てを受けた執行官に取り扱わせる。この場合において、申立てを受けた執行官に取り扱わせるべき事務の範囲については、あらかじめ一定の基準を定めておくこととするほか、個々の事務について、執行官の申出により、その都度定めることができる。

(2) 申立てによらない事務

裁判所が係属する事件の手續の一部として直接執行官に取り扱わせる事務は、当該裁判所に勤務する執行官に取り扱わせる。執行官が勤務しない支部については、当該支部において執行官の職務を行う裁判所書記官を指定する。

2 同一の裁判所に勤務する執行官の事務分配

(1) 2人以上の執行官が勤務している裁判所の事務分配は、執行官の意見を聴いた上で定める。

(2) 事務分配は、区域別又は受理順による等公平に定めなければならない。

3 代理順序

執行官に差し支えがある場合の代理順序は、あらかじめ定める。

第4 手数料額等一覧表の掲示

執行官室には、申立人等に見やすい場所に手数料額並びに旅費及び宿泊料の標準額の一覧表を掲示する。

第5 執行官の規約等

1 全国における執行官の規約

(1) 執行官は、手数料に関する事項について、全国の執行官相互の規約を定めようとする場合には、あらかじめ最高裁判所の承認を受けなければならない。

- (2) 最高裁判所は、執行官の事務処理態勢を整備するために必要があると認める場合には、(1)の規約の制定又は変更を執行官に勧告することができる。
- (3) 最高裁判所は、(1)の規約が制定された場合において、必要があると認めるときは、(1)の規約に関する事務を取り扱う執行官に対し、その実施の状況について報告を求めることができる。
- (4) (1)の規約を変更しようとする場合には、あらかじめ最高裁判所の承認を受けなければならない。

2 所属裁判所又は勤務裁判所における執行官の規約

- (1) 地方裁判所に2人以上の執行官が所属する場合には、当該地方裁判所に所属する執行官は、執行官の会議、共同の利益のために要した費用の負担、事務員の雇用その他必要な事項について規約を定め、当該地方裁判所の認可を受けなければならない。
- (2) 地方裁判所は、(1)の規約の内容が相当でないと認める場合には、その変更を執行官に勧告することができる。
- (3) (1)の規約を変更する場合には、所属の地方裁判所の認可を受けなければならない。

第6 執行官の監督

1 監督官及び監督補佐官

- (1) 監督官は、地方裁判所長、司法行政事務につき地方裁判所長を代理する裁判官、執行事件を取り扱う部の事務を総括する裁判官、支部長等の中から指名する。
- (2) 監督補佐官は、事務局長、会計課長、支部の庶務課長、民事首席書記官、執行事件を取り扱う部の主任書記官等の中から指名する。
- (3) 監督官及び監督補佐官は、執行官の監督に関する事務を行うに際し、総括執行官に補助をさせることができるほか、必要がある場合には、他の裁判所職員に補助をさせることができる。
- (4) 監督官及び監督補佐官は、執行官の職務を行う裁判所書記官の事務の取扱いについても監督を行う。

2 監督事務

- (1) 監督事務は、執行官の事務処理手続が適正に行われているかどうかを調査するほか、予納金、差押金銭等の保管又は精算に関する事務及び手数料等の請求その他手数料に関する事項についての事務が適正かつ迅速に行われているかどうか重点を置いて行う。
- (2) 地方裁判所は、毎年少なくとも2回、執行官の事務について一般的な査察を行わなければならない。

3 監督事務に関する高等裁判所の指示

高等裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所が行う執行官の監督に関する事務について、当該地方裁判所に必要な指示をすることができる。

第7 総括執行官

1 任命基準等

- (1) 総括執行官は次に掲げる要件を満たす者の中から命ずるものとする。

ア 執行官任命後の期間が5年以上であること。

イ 執行官の職務及び組織経営に関する識見を有すること。

(2) (1)のアの基準によることができない特別の事情がある場合には、最高裁判所の承認を得て、これと異なる取扱いをすることができる。

(3) 地方裁判所は、総括執行官の任命について、適宜の方法により執行官の意見を聴くものとする。

2 指導監督

(1) 執行官規則第5条の2第3項に規定する執行官の一般執務とは、次に定める事務及びサービスをいう。

ア 事件処理に関すること。

イ アの事務の総合調整に関することで別表に掲げるもの

(2) 総括執行官が行う指導監督については、次に定めるところによる。

ア (1)のア及びイの事務が法律、規則、規程、通達等に従い適正かつ能率的に処理されているかどうかについて査閲する。

イ 査閲の結果その他の事由により必要があると認めるときは、当該地方裁判所の執行官の相互の間を調整し、指示を与え、又はこれを指導する。

ウ 執行官の事務が適正かつ能率的に処理されるための諸施策を企画立案し、及び実施する。

エ 執行官の勤怠、職務の態度等の行状に留意し、必要があると認めるときは、これに注意を与える。

(3) 総括執行官は、指導監督に関し、監督官及び監督補佐官と連絡調整を行い、必要と認める事項について意見を述べることができる。

(4) 総括執行官の指導監督の権限は、当該地方裁判所の執行官の使用する事務員に及ぶ。

3 総括執行官の補佐

地方裁判所は当該地方裁判所の執行官のうちから、総括執行官の事務を補佐する者を指名することができる。

第8 国庫補助金の支給

1 支給申請

執行官法（昭和41年法律第111号）第21条の規定による国庫補助金の支給申請は、翌年2月末日までに、執行官が別紙様式第2による申請書を所属の地方裁判所の長に提出して行う。

2 支給決定

(1) 地方裁判所長は、次に掲げる書類等を調査して、申請の適否を審査する。

ア 当該執行官が取り扱った事務に関する事件記録その他の書類

イ 執行官室に備え付けた帳簿等

(2) 地方裁判所長は、支給額を決定した場合には、別紙様式第3による支給額確定通知書を執行官に交付する。

3 支払請求等

(1) 執行官は、2の(2)の支給額確定通知書の交付を受けた場合には、当該通知書を

添付して所属の地方裁判所の支出負担行為担当官及び支出官にその支払を請求する。

- (2) 支出負担行為担当官及び支出官は、(1)による請求を受けた場合には、当該通知書の写しを添付して最高裁判所に予算の増額を上申し、その旨の予算の示達を受けて支出する。

4 支給額の基準

国庫補助金の支給額の基準となる前年度の手数料額は、執行官が前年度中に職務を行った事務によって生じた手数料債権で弁済期の到来したものの総額とし、執行官がこれをその年度中に現実に収受したかどうかは問わない。

第9 執行官事務取扱書記官

1 資格

- (1) 執行官法第20条及び執行官規則第6条の規定により執行官の職務を行う裁判所書記官（以下「執行官事務取扱書記官」という。）には、やむを得ない場合を除き、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)に定める職務の級が5級以上の者を充てる。
- (2) 離島等においてやむを得ない場合には、簡易裁判所の裁判所書記官に執行官の職務を行わせることができる。

2 指定をする場合

執行官規則第6条第1項の規定による指定は、次に掲げるいずれかの場合に該当し、かつ、執行官の事務をある程度継続的に裁判所書記官に行わせる必要がある場合に行う。

- (1) 支部において、その管轄区域内における事務が少ないため執行官を常時勤務させることが相当でなく、かつ、地理的状況及び交通事情等から本庁又は隣接の支部に勤務する執行官が併せてその事務を取り扱うことが困難である場合
- (2) 事務量と比較して執行官の配置数が少ないため、執行官の事務を処理する上で特に必要な場合
- (3) 執行官に休職、病気等の差し支えが生じた場合

3 指定をしない場合

執行官に一時の差し支えがあり、かつ、特に急を要する事件を取り扱わせる必要がある等の場合には、執行官規則第6条第2項の規定により、裁判所書記官に執行官の職務を行わせることができる。

4 資格証明書等

- (1) 資格証明書及び証明書の作成及び交付については、次に定めるとおりとする。
 - ア 地方裁判所は、執行官規則第6条第1項の規定による指定をした場合、資格証明書の有効期間が経過した場合又は(3)の定めによる届出があった場合には別紙様式第4の1による資格証明書を、同条第2項の規定により裁判所書記官に執行官の職務を行わせる場合には別紙様式第5による証明書を作成して交付する。
 - イ 資格証明書の氏名の記載に当たっては、執行官事務取扱書記官が旧姓使用通達に基づき旧姓を使用している場合には、旧姓を使用する。

ウ イの場合において、当該執行官事務取扱書記官から申出があるときは、旧姓使用通達に定める戸籍姓を併記する。

エ ウの申出は、資格証明書の発行の都度、別紙様式第4の2を用いて行う。

(2) 資格証明書は、発行の日から5年間有効とする。

(3) 執行官事務取扱書記官は、資格証明書若しくは証明書を紛失し、若しくは破損した場合、資格証明書の記載事項に変更が生じた場合又は(1)のウの定めによる戸籍姓の併記を中止する場合には、速やかに当該資格証明書又は証明書を作成した地方裁判所にその旨を届け出る。

(4) 執行官事務取扱書記官は、次に掲げる場合には、速やかに所持している資格証明書又は証明書（再交付を受けた場合にあっては、再交付前の資格証明書又は証明書）を、これらを作成した地方裁判所に返還しなければならない。

ア 資格証明書の交付を受けた執行官事務取扱書記官が、執行官規則第6条第1項の規定による指定を解除された場合若しくは(3)に定める届出により再交付を受けた場合又は資格証明書の有効期間が経過した場合

イ 証明書の交付を受けた執行官事務取扱書記官が、執行官の職務を行う必要がなくなった場合又は(3)の定めによる届出により再交付を受けた場合

(5) 執行官事務取扱書記官が執行官の職務に関して署名し、又は記名する場合には、執行官事務取扱書記官である旨の肩書を付する。

5 執務日等

(1) 地方裁判所は、必要がある場合には、執行官規則第6条第1項の規定による指定を受けた執行官事務取扱書記官の執務日を定めることができる。

(2) (1)の執行官事務取扱書記官が執行官室と別の部屋で執務する場合には、その部屋の入口等の見やすい場所に執行官事務取扱書記官の執務を行う場所であることを示す表札を掲げるとともに、当該部屋内の申立人等に見やすい場所に手数料額、旅費及び宿泊料の標準額並びに執務日を掲示する。

第10 事務員

1 執行官は、その事務を補助させるために必要がある場合には、所属の地方裁判所の承認を受けて、事務員を使用することができる。

2 1の承認の申請は、事務員となる者について次の各事項を記載した書面によって行う。

(1) 氏名、年齢及び住所

(2) 学歴及び職歴

3 執行官は、事務員が死亡した場合又は執行官が解雇等の事由によりその使用をやめた場合には、遅滞なくその旨を所属の地方裁判所に届け出なければならない。

第11 他の裁判所職員による執行官の事務の補助

1 受付事務等

執行官の事件の受付及び分配に関する事務は、各裁判所の実情に応じて、できる限り他の裁判所職員が行うものとする。

2 統計事務等

統計資料の作成、帳簿等の整理及び保管に関する事務は、執行官の配置、事件数

その他各裁判所の実情に応じて、できる限り他の裁判所職員が補助するものとする。

付 記

1 実施

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和41年11月8日付け最高裁民三第870号事務総長通達「執行官法及び執行官規則の施行について」（以下「旧通達」という。）は、平成6年12月31日限り、廃止する。

3 経過措置

- (1) 旧通達に基づく執行官の身分証明書、執行官事務取扱書記官の資格証明書又は証明書及び執行官臨時代行者の資格証明書は、この通達の定めによるものとみなす。
- (2) 旧通達に基づき制定又は認可がされた執行官の規約及び使用の承認を受けた事務員については、この通達により制定若しくは認可がされ、又は使用の承認を受けたものとみなす。

付 記（平11. 6. 16民三第273号）

1 この通達は、平成11年7月1日から実施する。

2 この通達の実施前に最高裁判所によって承認された手数料に関する事項に係る全国の執行官相互の規約については、この通達による改正後の平成6年12月20日付け最高裁民三第441号事務総長通達「執行官等に関する事務について」記第5の1の(1)の定めによる承認があったものとみなす。

付 記（平11. 9. 28民三第511号）

この通達は、平成11年10月1日から実施する。

付 記（平14. 1. 22民三第10号）

この通達は、平成14年4月1日から実施する。

付 記（平18. 3. 28民三第000177号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

付 記（平27. 7. 28民三第387号）

1 この通達は、平成28年1月1日から実施する。

2 この通達の実施前に執行官に交付された身分証明書並びに執行官法第20条及び執行官規則第6条第1項の規定により執行官の職務を行う裁判所書記官に交付された資格証明書の有効期限は平成33年9月30日とする。

付 記（令元. 9.27民三第582号）

この通達は、令和元年10月1日から実施する。

付 記（令3. 3.29総一第381号）

1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。ただし、記第2から記第18まで及び記第21の定めは、同年7月1日から実施する。

2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

(別紙様式第1の1)

(表)

6.4センチメートル	第 号	身 分 証 明 書
	氏 名 ○○○○ (戸籍姓○○)	
3.8センチメートル	写真貼付	年 月 日生
		上記の者は、 地方裁判所 (○○支部) 執行官であることを 証明する。
2.5センチメートル		年 月 日 地方裁判所長 印

※ 氏名の括弧書きは、戸籍姓を併記する場合に記載する。

9.1センチメートル

(裏)

- 1 執行官は、職務を行う場合には、この証明書を携帯し、利害関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、その取扱いを慎重にしなければならない。紛失し、又は破損したときは、速やかにその事由を所属の地方裁判所に届け出なければならない。
- 3 この証明書は、執行官の身分を失ったとき、配置が変更されたとき、有効期間を経過したとき又は再交付を受けたときは、速やかにこれを作成した地方裁判所に返還しなければならない。
- 4 この証明書は、発行の日から5年間有効とする。

(別紙様式第1の2)

身分証明書における戸籍姓併記願

年 月 日

〇〇地方裁判所長 殿

(所 属)

(官 職)

(氏 名)

身分証明書に戸籍姓を併記したいので、申し出ます。

(別紙様式第2)

文 書 番 号
年 月 日

〇〇地方裁判所長 殿

〇〇地方裁判所執行官 ○ ○ ○ ○ ㊟

執行官国庫補助金支給申請書

申請金額 円

年度における手数料額は、別紙手数料明細書のとおり 円で
あり、執行官国庫補助基準額令による基準額 円に対し 円
が不足するので、執行官法第21条に基づき、不足額の支給を申請します。

(備考) この申請をする執行官に前年度中に在職しなかった期間又は休
職若しくは停職の期間がある場合には、その事由及び期間を申請
書に付記する。

(別紙)

手 数 料 明 細 書

執行官 ○ ○ ○ ○

月 日	摘 要	手 数 料 額
		円
		円
		円
計		円

(注)

- 1 「月日」欄は、職務を行った日を記載する。
- 2 「摘要」欄は、事件名、事件番号及び手数料の種目を記載する。

(別紙様式第3)

文 書 番 号
年 月 日

〇〇地方裁判所執行官 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇地方裁判所長 〇 〇 〇 〇 印

執行官国庫補助金支給額確定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度の執行官国
庫補助金については、次のとおり支給額を確定したので、通知します。

支給額	円
基準額	円
手数料収入額	円

(別紙様式第4の1)

(表)

6.4センチメートル	第 号 資 格 証 明 書
	裁判所書記官 ○○○○ (戸籍姓○○)
3.6センチメートル	年 月 日生
	上記の者は、執行官の職務を行う 裁判所書記官であることを証明す る。
2.5センチメートル	年 月 日
	地方裁判所長 印

※氏名の括弧書きは、戸籍姓を併記する場合に記載する。

9.1センチメートル

(裏)

- 1 執行官事務取扱書記官は、職務を行う場合には、この証明書を携帯し、利害関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、その取扱いを慎重にしなければならない。紛失し、又は破損したときは、速やかにその事由を所属の地方裁判所に届け出なければならない。
- 3 この証明書は、執行官事務取扱書記官の指定が解除されたとき、有効期間を経過したとき又は再交付を受けたときは、速やかにこれを作成した地方裁判所に返還しなければならない。
- 4 この証明書は、発行の日から5年間有効とする。

(別紙様式第4の2)

資格証明書における戸籍姓併記願

年 月 日

〇〇地方裁判所長 殿

(所 属)

(官 職)

(氏 名)

資格証明書に戸籍姓を併記したいので、申し出ます。

(別紙様式第5)

(表)

6.4センチメートル	第 号 証 明 書
	<p>この証明書を所持する裁判所書記官は、 執行官の職務を行う権限を有する者である ことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>地方裁判所長 印</p>

9.1センチメートル

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 執行官の職務を行う裁判所書記官は、職務を行う場合には、この証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、この証明書及び身分証明書を示さなければならない。2 この証明書は、その取扱いを慎重にしなければならない。紛失し、又は破損したときは、速やかにその事由を所属地方裁判所に届け出なければならない。3 この証明書は、執行官の職務を行う必要がなくなったとき又は再交付を受けたときは、速やかにこれを作成した地方裁判所に返還しなければならない。

(別表)

総合調整の内容	
1	事件の受付及び分配に関する事項
2	帳簿及び物品保管票の備付け、保存及び廃棄に関する事項
3	記録の保存及び廃棄に関する事項
4	簿冊の備置き、保存及び廃棄に関する事項
5	民事執行法第6条第1項の援助に関する事項
6	民事執行法第7条の立会人に関する事項
7	執行官法第17条第2項の閲覧に関する事項
8	執行官法第19条第1項の援助に関する事項
9	執行官規則第12条の技術者及び労務者に関する事項
10	保管物に関する事項
11	裁判統計報告書その他の裁判統計の資料の作成に関する事項
12	執行裁判所との連絡調整に関する事項
13	執行官の事務分配、代理順序及びてん補の調整に関する事項
14	事務処理要領の作成に関する事項
15	記第5の1の(1)及び同2の(1)により定められた規約の運用に関する事項
16	事務員の雇用管理及び就業規則に関する事項
17	その他地方裁判所が相当と定める事項